

独立監査人の監査報告書

平成 17 年 5 月 27 日

学校法人真宗大谷学園
理 事 会 御中

市田公認会計士事務所

公認会計士 市 田 浩 三 印

公認会計士伊原勝事務所

公認会計士 伊 原 勝 印

私たちは、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人真宗大谷学園の平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人真宗大谷学園の平成 17 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記 4. に記載のとおり、当年度より、退職給与引当金の額の算定方法を変更している。その結果、従来の方法に比べ、退職給与引当金の額、退職給与引当金繰入額及び当年度消費支出超過額が、762,122,794 円増加し、翌年度繰越消費収支超過額が同額減少している。

学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上